

| | |
|---------|------------------------------|
| 提供年月日 | 令和2年7月27日 |
| 担当部課 | 政策調整部市民病院整備課 同 広報秘書課 |
| 担当者 | 山本 ・ 北脇 |
| 連絡先電話番号 | 077-587-6141 077-587-6037 |

野洲市民病院整備事業に関する住民訴訟の現状について (No. 1)

第1 第1次住民訴訟に関する第8回口頭弁論

1 第8回口頭弁論までの経緯

「野洲市民病院整備事業に関する住民訴訟の現状について (No. 2)」3ページ以降を参照してください。

2 第8回口頭弁論の内容等

(1) 陳述した準備書面

第8回口頭弁論では、次の準備書面を陳述し、証拠書類の提出を行いました。

- (野洲市) 準備書面 (5) 令和2年2月20日付
- (原告ら) 準備書面7 令和2年4月6日付
- (野洲市) 準備書面 (6) 令和2年4月7日付
- (原告ら) 準備書面8 令和2年4月16日付
- (原告ら) 準備書面9 令和2年7月6日付

(2) 第8回口頭弁論の内容

第8回口頭弁論において、期日当日に手渡しで、原告らから証拠申出書が提出されました。野洲市は、すでに証拠申出書や証人予定者の陳述書を提出していたため、次回期日にて証人尋問を行うことを希望している旨を裁判所に伝えました。

これに対して、裁判所は、原告側の証人も含めて一括して証人を採用して尋問を行いたい旨述べ、原告らに対して、証人として申請した者の陳述書を出すように伝えました。また、裁判所は、野洲市に対して、原告らが主張する証人を採用すべきかの意見を出すように伝えました。

裁判所は、原告らより提出された陳述書の内容及び野洲市からの意見を考慮して、証人を決定するとしました。そのため、次回に証人尋問を行う証人を確定し、次々回に証人尋問を行う予定となりました。

以上のことから、第1次訴訟は、第1審の終盤に入ります。

3 今後の予定

○令和2年9月4日 (金) 書面提出日

原告：原告らが申請した証人の陳述書提出

被告：答弁書及び原告らの証拠申出書に対する意見の提出

- 令和2年9月17日（木）13：30・・・第9回口頭弁論期日
- 次々回期日（期日未定）・・・・・・・・証人尋問予定

第2 第2次住民訴訟に関する第2回口頭弁論

1 第2回口頭弁論までの経緯

「野洲市民病院整備事業に関する住民訴訟の現状について（No.2）」5ページ以降を参照してください。

2 第2回口頭弁論の内容

第2回口頭弁論では、次の準備書面を陳述し、証拠書類の提出を行いました。

- （野洲市）準備書面（1）・・・・・・・・令和2年2月28日付
- （原告ら）準備書面1・・・・・・・・令和2年4月13日付
- （野洲市）準備書面（2）・・・・・・・・令和2年7月3日付

3 今後の予定

第3回口頭弁論期日は、令和2年9月17日（木）13：30に決定しました。なお、原告らの準備書面の提出期限については、期日1週間前程度とされました。

以上

野洲市民病院整備事業に関する住民訴訟の現状について (No. 2)

第1 はじめに

野洲市民病院整備事業に関しては、現在、2つの住民訴訟が提起されています。

一つ目の住民訴訟は、基本設計と実施設計に関する裁判(以下「第1次住民訴訟」といいます。)です。

二つ目の住民訴訟は、野洲市民病院整備事業の整備工事契約の差止め、解散前の特定医療法人社団御上会野洲病院(以下「旧野洲病院」といいます。)と野洲市との事業譲渡契約に関する損害賠償や旧野洲病院に貸し付けた債権の放棄の差止め、第1次住民訴訟の弁護士費用の損害賠償に関する裁判(以下「第2次住民訴訟」といいます。)です。

第2 第1次住民訴訟

1 現在までの経緯

- 平成30年9月27日 原告らによる住民監査請求の提起
- 平成30年11月21日 住民監査請求結果の通知
- 平成30年12月7日 原告らによる訴えの提起
- 平成31年2月14日 第1回口頭弁論期日
- 平成31年3月26日 第2回口頭弁論期日
- 令和元年5月14日 第3回口頭弁論期日
- 令和元年7月11日 第4回口頭弁論期日
- 令和元年9月12日 第5回口頭弁論期日
- 令和元年11月14日 第6回口頭弁論期日
- 令和元年12月26日 第7回口頭弁論期日
- 令和2年3月12日 第8回口頭弁論期日(新型コロナウイルス感染症の影響により期日取消し)
- 令和2年4月16日 第8回口頭弁論期日(新型コロナウイルス感染症の影響により期日取消し)
- 令和2年7月9日 第8回口頭弁論期日

2 現在までの裁判の状況

(1) 訴えの提起から令和2年2月までの裁判の状況

平成30年12月7日に原告らによる訴えの提起の後に、第1回口頭弁論期日から第7回口頭弁論期日まで、原告と被告は双方の主張を行いました。主な主張の内容については、資料1の2(1)被告の陳述の概要(準備書面(2)について)のとおりです。

(2) 野洲市による準備書面(5)と上申書の提出

野洲市は、令和2年2月20日に準備書面(5)を提出し、原告らの主張が従前からの主張と重複するためこれ以上反論は行わないことを主張しました(資料2)。同時に、3月12日の口頭弁論期日までに野洲市は被告側の証人としての証人尋問対象者に関する証拠申出書を提出すること、原告らに対しても原告側証人に関する証拠申出書の提出を求めることを内容とする上申書を提出しました(資料3)。

(3) 3月12日第8回口頭弁論期日の取消し

新型コロナウイルス感染症の影響により、裁判所から3月12日の第8回口頭弁論期日を取消し、非公開による弁論準備手続等に付すことの可否に関する意向確認がありました。そこで、野洲市は、これに同意すること等を裁判所に上申しました(資料4及び資料6)。一方、原告らは、弁論準備手続等に付さず、期日の延期を希望する旨等の上申を行いました(資料5及び資料7)。

この結果、裁判所は、昨今の諸情勢に鑑み、口頭弁論期日として維持することは適切ではないと判断すること、電話会議で進行を事実上協議することを提案したが原告らの了解が得られなかったことを理由に3月12日の口頭弁論期日は取り消すこととし、4月16日に期日を再設定するとともに原告らに対し次の内容を要望しました(資料8)。

○令和2年4月6日までに必要な主張反論を完了すること

○同時に人証の申請も行うこと

また、裁判所は、原告らに対して、迅速な審理の実現に協力を願いたいと述べています。

(4) 原告らによる準備書面7の提出等

令和2年4月6日に提出された準備書面7において、原告らは、主に、令和2年2月14日の野洲市民病院整備修正設計業務委託契約に関する事項と令和元年7月からの市立野洲病院の運営状況に関する事項を主張しています。特に、野洲市民病院整備修正設計業務委託契約については、訴状「請求の趣旨」の1項の「野洲市民病院事業の実施設計に関して、一切の公金を支出」に含まれており、本訴訟による差し止めの対象となると考えると主張しています(資料9)。

この主張に対して、野洲市は、野洲市民病院整備修正設計業務委託契約に関する主張は別個の財務会計上の行為であり、住民監査請求を得ておらず住民訴訟の要件を満たさないこと、その他の準備書面7において原告らが主張している事業について反論する予定はないことの2点を主張しました。同時に、4月6日が期限とされた原告らの人証の申請について、原告らがいまだ申請していないことに対して、速やかに人証の申請をするよう強く求めました(資料10)。

(5) 原告らによる上申書の提出

令和2年4月8日、原告らは、緊急事態宣言が出たこと等を理由に4月16

日の期日の延期を求め、弁論準備手続等については同意できないこと、今後の立証予定についても昨今の状況により本人と面会できる日程の目途がたたないことからこれらを踏まえて延期期日を希望することを内容とする上申書を提出しました（資料11）。

野洲市は、この令和2年4月8日付上申書に対しての主張は行わず、裁判所の判断を待つこととしました。

(6) 4月16日第8回口頭弁論期日の取消し

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月16日の第8回口頭弁論期日は取消しとなりました。

令和2年5月22日、裁判所から次回期日に関する連絡があり、第8回口頭弁論期日は令和2年7月9日と決まりました。

第3 第2次住民訴訟

1 現在までの経緯

- 令和元年8月20日 原告らによる住民監査請求の提起
- 令和元年10月21日 住民監査請求結果の通知
- 令和元年11月14日 原告らによる訴えの提起
- 令和元年12月26日 第1回口頭弁論期日
- 令和2年3月12日 第2回口頭弁論期日（新型コロナウイルス感染症の影響により期日取消し）
- 令和2年4月16日 第2回口頭弁論期日（新型コロナウイルス感染症の影響により期日取消し）
- 令和2年7月9日 第2回口頭弁論期日

2 第2次住民訴訟の概要

第2次住民訴訟では、野洲市民病院整備事業の整備工事契約の差止め、旧野洲病院と野洲市との事業譲渡契約に関する損害賠償や旧野洲病院に貸し付けた債権の放棄の差止め、第1次住民訴訟の弁護士費用の損害賠償について争っています。

3 第2回口頭弁論期日の取消しとその後の経過

(1) 第2回口頭弁論期日の取消し

上記第1次住民訴訟と同様、第2次住民訴訟についても令和2年3月12日の第2回口頭弁論期日が取り消され、4月16日に期日が再設定されました。

そして、裁判所は、原告らに対して期日間に必要な主張反論を行うよう要望しました（資料8）。

(2) 原告らによる上申書の提出

令和2年4月8日、原告らから、緊急事態宣言が出たこと等を理由に4月16日の期日の延期を求め、弁論準備手続等については同意できないことを内容とする上申書が提出されました（資料12）。

野洲市は、この令和2年4月8日付上申書に対しての主張は行わず、裁判所の判断を待つこととしました。

(3) 4月16日第2回口頭弁論期日の取消し

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月16日の第2回口頭弁論期日は取消しとなりました。

令和2年5月22日、裁判所から次回期日に関する連絡があり、第2回口頭弁論期日は令和2年7月9日と決まりました。

野洲市民病院公金支出差止等請求事件訴訟に関する第4回口頭弁論について

1. 訴訟に関する現在までの経緯

- 平成30年12月7日 原告らによる訴えの提起
- 平成31年2月14日 第1回口頭弁論期日
- 平成31年3月26日 第2回口頭弁論期日
- 令和元年5月14日 第3回口頭弁論期日
- 令和元年7月11日 第4回口頭弁論期日

2. 第4回口頭弁論の概要

(1) 被告の陳述の概要（準備書面（2）について）

被告（野洲市）は、原告が陳述した準備書面2に対する反論として、準備書面（2）を裁判所に提出し、陳述を行いました。

原告は、訴状、準備書面1及び準備書面2において、基本設計契約及び実施設計契約が地方自治法第2条第14項及び地方財政法第4条第1項に違反している主な理由として、①野洲市民病院整備事業は、経済的な観点からみて合理性を欠いたものであること、②野洲市民病院整備事業には必要性がないことなどを挙げています。この理由の背景には、③旧野洲病院（現市立野洲病院）の施設を改修して使用すべき、④収支計画が二転三転しており不適切かつその前提に誤りがあり妥当でない、⑤病床数の設定が過剰であるなどの考えがあります。

これらの原告の主張に対し、被告は、i 旧野洲病院の施設を改修して使用できるか否かは野洲病院支援継続可能性評価委員会で検証しており、専門のコンサルタント会社が作成した当該会議の資料である野洲病院支援継続可能性調査業務報告書では、移転建て替えによる全面的更新が必要であるとされていること、ii 収支計画も専門のコンサルタント会社が作成支援を行っており、信用性が高いこと、iii 病床数については、地域の医療需要を踏まえて旧野洲病院の病床構成と異なり回復期系を58床増加させるものであり、滋賀県も適切であると評価していること、などを理由に、野洲市民病院整備事業における野洲市長の判断に裁量権の逸脱や濫用はないと反論をしています。

また、原告の基本設計と実施設計を合わせて公募型プロポーザルをおこなっていないため実施設計契約が地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に違反しているとの主張に対しては、基本設計の成果物を見て実施設計の契約方式を判断する予定であり、当該成果物は専門家等で構成された野洲市民病院整備運営評価委員会の評価にも耐えうるものであったため、当該業者に実施設

計を任せるに足りると判断し実施設計契約を随意契約としたもので、野洲市長の判断に裁量権の逸脱や濫用はないと反論しています。

(2) 原告の陳述の概要（準備書面3について）

原告は、準備書面2において、被告に対し少なくとも20箇所について「明らかにされたい。」などと釈明を求めていました。当該求釈明については、第3回口頭弁論期日において、裁判長から、準備書面(2)の中で市が行う反論の前提として回答する必要があると認める部分があれば明らかにするように指示があったため、必要と認める部分について回答を行いました。求釈明で回答していない部分とは、例えば、旧野洲病院（駅から徒歩7分）において、何割のスタッフが公共機関で通勤しているのか等を明らかにするよう求めている部分です。これは、被告が、駅前立地の理由として医師を含めた医療スタッフを確保するのに有利な土地であると主張していることに対し、旧野洲病院を改修して使用することを前提とする求釈明ですが、そもそも、旧野洲病院を改修して使用することはできないため、原告の求釈明は、その前提を欠くものであり、回答を行っていません。

この対応に対して、原告は、準備書面3において回答されていない部分があるとして更なる釈明を求めてきています。この求釈明に対して、被告は第4回口頭弁論期日で、既に訴訟に必要な範囲で回答しており、これ以上回答の必要がないと主張しました。すると裁判長から、訴訟の円滑な進行の観点から、回答しない理由を書面で明らかにするように指示がありましたので、適切に理由を明らかにする予定です。

(3) その他

なお、上記(1)及び(2)は、原告及び被告が陳述した準備書面の主な内容を記載したものであり、全てを記載したものではありません。詳細については、添付資料の準備書面(2)及び準備書面3を参照してください。

3. 今後のスケジュール

- 令和元年7月31日(水)・・・被告準備書面提出期限
- 令和元年9月5日(木)・・・原告準備書面提出期限
- 令和元年9月12日(木)午前11時30分・・・第5回口頭弁論期日

4. 添付資料

- 準備書面(2)(被告の主張)
- 準備書面3(原告の主張)

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 [redacted] 外5名

被告 野洲市長 山仲善彰

準備書面（5）

令和2年2月20日

大津地方裁判所民事部合議Bイ係 御中

被告訴訟代理人弁護士

同

同

同

第1 はじめに

被告は、本書面において、原告らによる [redacted] の陳述書に基づく主張に対する反論を行う。なお、原告らの令和元年12月13日付準備書面6については、従前からの原告らの主張と重複するものにすぎないため、本書面において別途反論を行うことはしない。

第2 [redacted] の陳述書に基づく主張について

原告らは、[REDACTED]の陳述書（甲64）等に基づき、被告が単に自身の正当性をアピールするために、各種委員会等を立ち上げるも、その実質は野洲市が主導するとおりの結論を導きお墨付きを得るための内実の伴わない結論ありきのものにすぎない旨主張する（原告ら準備書面4，16頁及び17頁）。

しかし、[REDACTED]の陳述書からも分かるように、各種委員会においては、各委員が自己の意思に基づき、自らの持つ専門性に依拠し、自由に発言をしていたのである。特に、原告らが主張する基本計画評価委員会においても、反対意見は出されたものの、激しい言い合いや口論など存在せず、最終的には市が作成した案を前提として計画を進めるとのとりまとめに対して何ら異議が出なかったのである（乙59）。

そのため、基本計画評価委員会においても、各委員が自由に発言した上で市の案が承認されているのであるから、原告らの主張は誤りである。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 [redacted] 外5名

被告 野洲市長 山仲善彰

上 申 書

令和2年2月20日

大津地方裁判所民事部合議Bイ係 御中

被告訴訟代理人弁護士

同

同

同

[redacted signature lines]

記

被告は、被告準備書面（5）において、原告らの令和元年12月13日付準備書面6に対する反論は行っておらず、原告らによる [redacted] の陳述書に基づく反論を行っているにすぎない。そのため、被告においては、現時点で人証前の両当事者の主張は完了したと認識している。

そこで、市民の命と健康に関する野洲市民病院整備事業についての住民訴訟の早

期終結の観点から、被告においては、次回期日（3月12日11時30分～）までに人証申請に係る証拠申出書を提出するものとする。

なお、原告らの立場からも、野洲市民病院整備事業は現在においても進行中であるため、本件に関する判決を早期に得る必要があるものと考えられる。そこで、被告としては、原告らにおいても、次回期日までに人証申請に係る証拠申出書を提出することを望むものである。

両当事者の立場の違いはあれ、市民の命と健康に関する野洲市民病院整備事業についての住民訴訟が早期に解決されることは、両当事者にとって有意義となるものであるし、これがひいては住民訴訟によって不安を抱えている野洲市民をはじめとした全関係者の利益にもなると確信するものである。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 [REDACTED] 外5名

被告 野洲市長 山仲善彰

上 申 書

令和2年3月4日

大津地方裁判所民事部合議Bイ係 御中

被告訴訟代理人弁護士

同

同

同

記

令和2年3月12日11時半予定されている口頭弁論期日について、原告らより期日変更の申立がなされているようである。

この点については、弁論準備手続や書面による準備手続の方法に付し、電話会議を採用することによって、コロナウイルスの感染拡大の防止という、期日変更の

申立の目的を達成できる。

そのため、被告は、期日変更がなされるべきではないと考える。なお、弁論準備手続に付された上で、当事者の一方のみの電話会議が許容される場合には、被告訴訟代理人が出頭するため、原告らには負担がかからないものと思料するものである。

これまで主張してきた通り、市民の命と健康に関する野洲市民病院整備事業についての住民訴訟が早期に解決されることは、両当事者にとって有意義となるものであるし、これがひいては住民訴訟によって不安を抱えている野洲市民をはじめとした全関係者の利益にもなると確信するものであり、訴訟の円滑な進行を望むものである。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告ら [REDACTED] 外5名

被告 野洲市長 山仲 善彰

上申書

令和2年3月4日

大津地方裁判所 民事部合議Bイ係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

頭書事件の次回期日（令和2年3月12日 午前11時30分）について、以下のとおり上申する。

被告から、次回期日については、弁論準備手続や書面による準備手続に付し電話会議を採用されたい旨が上申されている。

しかし、本件は住民訴訟であり、社会的関心が高く、争点整理自体についても、広く市民の傍聴を認めるべきであり、弁論準備手続等に付すのは妥当ではない。

毎回多数の市民が傍聴していることからわかるように、どのような審理・争点整理がなされているかについても市民が関心を持っているのであり、これらを市民

が知る機会を安易に奪うべきではない。

また、原告ら本人としても、代理人だけでなく自らが出席して、白日の元で審理を進めることを望んでいる。

裁判所においては、市民の健康及び本件への市民への関心について、十分配慮し、弁論準備等につさず、期日を延期されたい。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 [REDACTED] 外5名

被告 野洲市長 山仲善彰

上 申 書

令和2年3月5日

大津地方裁判所民事部合議Bイ係 御中

被告訴訟代理人弁護士

同

同

同

記

原告らは、令和2年3月4日付上申書において、令和2年3月12日11時半より予定されている口頭弁論期日について、期日の延期を求めているようである。その理由として、原告らは、どのような審理・争点整理がなされるかについて市民が関心を持っていることを挙げている。

1

しかし、これまでの口頭弁論期日においても、どのような審理・争点整理がなされたかについては、期日後に、原告代理人らが、原告らの呼びかけに応じて傍聴している市民に対して説明をしているように見受けられる。そうだとすれば、次回期日においても、原告代理人らが、原告らの呼びかけに応じて傍聴を予定していた市民に対して、書面等で期日の内容を説明すれば足りると考えられ、期日を延期する必要はない。

また、現時点において、人証前の両当事者の主張は完了し、次回期日において予定されているのは、人証採用を含めた今後の進行のスケジュールであると思われる。そのため、次回期日においては、訴訟の本筋の内容についての話し合いがされるわけでもなく、原告らの呼ぶかけに応じて傍聴を予定していた市民が受ける不利益は比較的小さいといえる。

一方、XXXXXXXXXXの陳述書（乙59の5頁及び6頁）からも分かる通り、住民訴訟を抱えていること自体が、住民に無用の不安を与え、医師をはじめ医療スタッフの確保にもマイナスの影響が生じることが懸念されるのである。そして、コロナウイルスの収束の目途が立たない現時点において、期日を変更するのであれば、住民訴訟が無用に伸び、野洲市民病院整備事業への悪影響が図り知れない。

したがって、裁判所に対して、期日を延期することなく、電話会議を採用すること等により、予定通り期日を行うという判断をされることを望むものである。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告ら [REDACTED] 外5名

被告 野洲市長 山仲 善彰

上申書

令和2年3月5日

大津地方裁判所 民事部合議Bイ係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

頭書事件の次回期日（令和2年3月12日 午前11時30分）について、以下のとおり上申する。

被告は、原告代理人らが、傍聴予定者の市民に説明すれば足りる旨を主張する。しかし、伝聞での説明で足りると考えるのは、病院整備事業に対して正当な関心を持つ市民ら及びそもそも裁判所において公開で弁論されていることの意義をないがしろにした意見である。

また、被告は、人証前の両当事者の主張は完了したと主張するが、誤った主張である。原告らは、昨年末の被告の野洲市民病院整備工事の不落とこれを受けた令和

2年2月の設計変更及び市民病院化以降の経営状態等について、さらに主張する予定があり、これらについて、市民にも傍聴を認めていただきたい。

なお、被告は、住民訴訟を抱えていること自体を、住民に無用の心配を与えると主張するが、自らの病院運営の問題を住民訴訟に責任転嫁しようとするもので、被告の態度は、あまりにも無責任である。原告も本件の早期解決を望むことは同様であるものの、裁判所という開かれた場所で全て公にしなが、審理を進めていくことこそが重要であると考えている。

裁判所においては、弁論準備等に付することなく、次回期日を延期されたい。

以上

平成30年(ワ)第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

令和2年3月6日

事務連絡

大津地方裁判所合議Bイ係

令和2年3月12日午前11時30分に予定されていた口頭弁論期日については、当裁判所は、昨今の諸情勢に鑑み、この時期に多数の当事者、傍聴人が集まる口頭弁論期日として維持することは適切ではないと判断し、これを延期するものである。

併せて、当事者双方が電話会議で進行を事実上協議することを提案したが、これについては了解が得られなかったため、次回の口頭弁論期日には、期日間に、被告から既に提出された主張立証を前提に、原告において、令和2年4月6日までに必要な主張反論を完了してもらい、併せて人証の申出もしてもらい、次回期日に臨むことを当裁判所として希望するものである。

原告には、迅速な審理の実現に御協力をお願いしたい。

なお、本件と併行して審理をしている令和元年(ワ)12号事件についても、同様に、期日間に、被告から既に提出された主張立証を前提に必要な主張反論をしてもらうことを併せて希望するものである。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 [REDACTED] 外5名

被告 野洲市長 山仲 善彰

準備書面 7

令和2年4月6日

大津地方裁判所 民事部合議 B イ 係御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

[REDACTED]

同

[REDACTED]

同

[REDACTED]

1 整備工事計画の入札が不落になったこと

実施設計が完了したため、野洲市は、野洲市民病院整備工事につき、令和元年9月27日、制限付き一般競争入札の公告を行った（以下「本件市民病院整備工事」という。）。

工事期間は、工事着手日から660日（余裕期間設定工事）、入札参

加申請の受付期間は、公告日から令和元年10月16日まで、入札日時は、令和元年11月14日、予定価格等は事後公表とのことであった（甲82、83、84）。

しかし、同入札は、3回の入札の結果、不落となった（甲103、104、105）。予定価格は不明ではあるものの、建設費として見込まれている85億円を約12億円も上回る約97億円（税抜きで88億2200万円）が最低入札価格であり、これは、野洲市の見通しが甘かったこと、つまり、本件事業の計画の杜撰さを示すものである。

今後、野洲市は、85億円という金額は維持した上で、設計を見直すとのことである（甲104、105）が、当該設計変更は大幅なものと思込まれるため、その見直しには更に無駄な出費が増えることになる。

2 入札不落を受けての設計変更

(1) 設計変更の概要

野洲市は、前記の入札不落を受けて、建設費の予算限度額である85億円以内を維持して（甲106）（令和元年12月17日市民病院整備課の資料（甲107）によると、事業総額費は変更せずに）、新病院をつくるために設計変更を行うこととした。令和元年12月17日開催の第6回野洲市民病院整備運営評価委員会及び令和2年1月15日開催の野洲市議会の市民病院整備事業特別委員会の資料によると、6階建てを5階建てにし、これに伴い約3000平方メートルの面積が削減され、5病棟から4病棟に減少、外来診療室が23室から15室に減少されるなどというものである。また、期間も、設計変更にかかる期間が6カ月程度、法手続きに6カ月程度かかり、再入札まで、少なくとも、1年は必要な状況である（甲107、108）。

より具体的には、下表のとおりである。

| | 原設計 | 変更後 |
|-------|----------------------|-------------------------|
| 病床数 | 199床 | 179床 |
| 病棟構成 | 5病棟（40床/1病棟） | 4病棟 |
| | 急性期（2病棟） | 急性期 90床（個室14床）2病棟 |
| | 地域包括ケア（1病棟） | 地域包括ケア 48床 1病棟 |
| | 回復期リハ（1病棟） | 回復期 41床 1病棟 |
| 外来診察室 | 23室 | 15室（予備1室を含む） |
| 手術室 | 3室 | 2室 |
| 階数の変更 | 6階 | 5階 |
| 面積の変更 | 17288.94㎡ | 14331.1㎡（面積削減 2957.84㎡） |
| 開院時期 | 2022年春（当初、2021年春の予定） | 2023年中の見込み |

このほか、次のような変更がある。

- 健康管理センター（健診）の検査諸室が共用化
- 2階吹き抜けを取りやめ、フロア化
- 事務部門の面積縮小
- 各所室の配置変更、縮小
- 放射線部門 1階：CT、MRIのみ配置他は2階

- 1・2階のエスカレーターをエレベーターに変更し、階段を変更
- 健康ホールを中止
- コンビニ・イトインを廃止し、院内売店の機能のみとし面積縮小

(2) 設計変更による支出の増大

野洲市は、前記の入札不落を受けて、建設費の予算限度額である 85 億円以内を維持して、新病院をつくるために設計変更するとのことであるが、次のとおりの公金支出の増大がある。

ア この設計変更により面積が減るため、建築単価が 1 平方メートルあたり 36 万円の基準（国の補助金）を超える可能性があり、そうすると、地方交付税措置が減額し、市の実質負担額が増えることになる（甲 109 の 12～13 頁）。

イ また、設計変更により、市民病院修正設計業務委託等として、50,700,000 円が予算として計上されており（甲 110）、令和 2 年 2 月 14 日に合計 49,940,000 円で設計業務関連の業務委託契約がなされている（甲 111、その内佐藤総合計画との契約について甲 116）。

(3) 辻褄合わせの設計変更であること

本来、設計変更は、病院にどのような機能が必要であるか、あるいは、どのような機能が不要又は削ることができるかという検討を経て、行われるべきものである。ところが、当該設計変更は、事業総額費を変更しないことを目的にしたものであり、いわば、数字合わせのための設計変更である。

また、国の補助金の影響についても考慮せず、病床数を 179 床に減少させ、病棟を減らし、診察室や手術室を減らしたにもかかわらず、シミュレーションもしていない。当該設計変更が収支に影響を及ぼすものであり、シミュレーションもないまま、本件病院整備事業を押し進めることは、経済的合理性を欠くものである。

(4) 小括

野洲市は、85億円という金額は維持した上で、設計を見直すとのことであるが、当該設計変更は大幅な見直しを余儀なくされたものであり、これに伴い更に無駄な出費が増えることとなった。

当該設計変更は、野洲市の見通しが甘かったこと、つまり、本件事業の計画の杜撰さによるものであり、本件事業に経済的合理性がないことが一層明らかとなった。

なお、当該設計変更に関する公金支出についても、訴状「請求の趣旨」の1項の「野洲市民病院事業の実施設計に関して、一切の公金を支出」に含まれており、本訴訟による差し止めの対象となると考える。

3 市立化後の市立野洲病院の運営状況

以下のとおり、令和元年7月の市立化後の市立野洲病院の運営状況は、計画に比し極めて悪く、今年度予算の医業収益が未達となる可能性が高いとのことである（甲112の1頁）。

このことから、市が適切な試算ができておらず、本件事業の収支も市が示すと通りの水準を期待できないことは明らかである。

(1) 収支状況

市の計画では、歳入としては、1か月266,320,000円を見込んでいたが、7月以降の歳入は、以下のとおりであり、いずれも目標を大幅に下回っている（甲112の3頁）。

| | |
|-----|--------------|
| 7月 | 218,021,970円 |
| 8月 | 219,214,953円 |
| 9月 | 201,391,813円 |
| 10月 | 217,364,984円 |

また、7月の収支実績は、3,400万円ほどの赤字で、令和元年限りの経費（臨時的経費）約2,700万円を除いても、約700万円の赤字であり、賞与1億5,000万円を12月に支払うことを想定すると、月2,500万円程黒字化する必要がある、月3,200万円の収支改善が必要とのことである（甲113の2の1頁）。

(2) 病床稼働率

市の計画では、病床稼働率は、80%であるが、7月以降の病床稼働率は、以下のとおりであり、いずれも目標を大幅に下回っている（甲112の1頁）。なお、この7月以降の病床稼働率は、従前の野洲病院の数値よりも下回るものである（甲112の10頁）。

| | |
|-----|-----|
| 7月 | 64% |
| 8月 | 65% |
| 9月 | 60% |
| 10月 | 58% |
| 11月 | 65% |

(3) 医師の退職が相次いでいること等

令和元年9月24日の会議では、退職予定であるリハビリ担当の医師の代わりが見つからないと、回復期リハ病棟が閉鎖になる可能性が伝えられ（甲113の4の3頁）、更に、令和元年11月5日の会議でも、ある医師が、12月末か3月末での退職を考えている旨の話が出ている（甲113の10の1頁）が、かわりの医師は見つかっていないようである。

このように、病院では、医師確保について、難航しており、本件工事の請負契約の入札後は、医師確保も進展する可能性がある旨を令和元年11月11日の経営管理者会議で述べられていたが（甲113の11の2頁）、入札が不落に終わり、その可能性もなくなった。

また、令和元年12月1日段階で、常勤医師が19名、非常勤医師が57名と、非常勤医師の割合が多く、費用が大幅にかさむ結果となる（甲112の3頁）。他にも、患者に対するサービスが悪くなることになり、実際、非常勤医師による患者の受け入れ拒否等の問題が生じているようである（甲113の15）。

(4) 病院の経営管理者会議での協議事項及び病院長の退職

また病院内部でも、上記の病院経営の危機的な状況について、以下のとおり見解が示されており、このような状況下で、安定的な病院経営は望めない。

ア 令和元年9月30日の経営管理者会議

現状入院患者が102人の状況では、199床の病院を建てる必要があるのか、また今の病院でやるべきことができているのに、この状況で病院を建てて借入金を返済するのは無理である等の意見が出たうえ、病院長が「責任をとって病院長を辞める」旨2度発言している（甲113の5の1頁）。

イ 令和元年10月7日の会議

同会議でも、このような経営状況であれば、新病院整備が進められない等の意見が出たうえ、病院長が「責任をとって病院長を辞める」旨発言している（甲113の6の1頁）。

ウ 令和元年10月15日の会議

管理者である被告が、「管理者としては現在の病院の経営状況を考えると、新病院の発注をストップすることや最悪の場合病院を閉鎖することも考えざるを得ない。」と発言もしている（甲113の7の2頁）。

さらに、自らが、「病床稼働数が現在102～103床の状況にあって、病院を新築したからといって病床稼働率が倍になるような話

は聞いたことがない」、「医師確保に失敗したとなれば、今後の展開がないため、病院を新築し借入金を返済できる見通しが立たない」等の発言している（甲 113 の 7 の 2 頁）。

エ 病院長の退職

上記のようなやりとりや、病院長と市の認識がかみあわず、病院長が令和 2 年 1 月 31 日付で退職することとなった（甲 114、甲 115）。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 [redacted] 外5名

被告 野洲市長 山仲善彰

準備書面（6）

令和2年4月7日

大津地方裁判所民事部合議Bイ係 御中

被告訴訟代理人弁護士

同

同

同

第1 はじめに

原告らが令和2年4月6日付準備書面7（以下「準備書面7」という。）において主張している事情は、本件実施設計契約締結以降の事情にすぎず、本件実施設計契約の適法性の判断に影響を与えるような事情でもない。そのため、現時点において、被告は、準備書面7に対する反論をする予定はない。

なお、原告らは準備書面7の5頁において、「当該設計変更に関する公金支出についても、訴状「請求の趣旨」の第1項の「野洲市民病院事業の実施設計に関して、

一切の公金を支出」に含まれており、本訴訟における差し止めの対象となると考える。」などと主張する。

しかし、本件実施設計契約と、原告らが準備書面7において主張する修正設計契約は、別個の財務会計上の行為である。そのため、原告らの修正設計契約に関する主張は、住民監査請求を経たおらず住民訴訟の要件を満たさないものであって、許容されないことが明らかである。現に、住民監査請求においても(甲1)、原告らの準備書面7より前の準備書面においても、修正設計契約に関する主張などされていないのであるから、請求の趣旨第1項に関連して、本訴訟における差し止めの対象になるなどあり得ない。

そのため、この点についての原告らの主張には理由がないことが明らかである。

第2 原告らへの要望

令和2年3月6日付御庁「事務連絡」において、御庁より、原告らに対して、令和2年4月6日までに人証の申出をして次回期日に臨むことを希望するとされた上で、「原告には、迅速な審理の実現に御協力をお願いしたい。」と要望されていた。それにもかかわらず、現時点において、原告らから人証の申出はされていない。

このことは、迅速な審理の実現という裁判所からの要望を完全に無視するものである上、無用な訴訟遅延を招くものであって、訴訟態度として問題があると言わざるを得ない。

原告らの令和2年3月5日付上申書中の、「原告も本件の早期解決を望むことは同様である」との主張が真実なのであれば、速やかに、人証の申出をすることを切に願うものである。そして、そのことが、住民訴訟において不安を抱えている野洲市民をはじめとした全関係者の利益になると確信する。

以上

平成30年（行ウ）第11号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 ■■■■■ 外5名

被告 野洲市長 山仲 善彰

上申書

令和2年4月8日

大津地方裁判所 民事部合議Bイ係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

同

同

■■■■■
■■■■■
■■■■■
代

頭書事件の次回期日（令和2年4月16日 午前11時）について、以下のとおり上申する。

昨日7日、新型インフルエンザ特別措置法における緊急事態宣言が、東京都や大阪府等対象として宣言された。京都府、滋賀県においても連日新たな感染者が明らかとなっており、その中には感染経路が不明な者が含まれている状況にある。東京地裁等では、行政事件は全て延期という運用をしており、同様の運用をすることが望ましい。

以上に状況に鑑み、御庁におかれては、4月16日の期日を延期されるよう上申

する。

更に、令和2年3月4日及び同月5日付上申書記載のとおり、裁判所という開かれた場所で全て公にしなから、審理を進めていくことこそが重要であると考えており、弁論準備手続き等に付されることについては、同意できない。

なお、今後の立証予定であるが、陳述書の提出等を予定しているが、昨今の状況に鑑み、本人と代理人間で打ち合わせができない状況であり、面会できる日程の目処もたっていない。

裁判所においては、上記を踏まえ、延期期日を決めていただきたく、併せて上申する。

原告らにおいては、市民の健康及び本件への市民の関心こそが、最も重要であると考え、上記の上申をする次第であり、裁判所及び被告である野洲市においては十分にご配慮いただきたい。

以上

令和元年（行ウ）第12号 野洲市民病院公金支出差止等請求事件

原告 ■■■■■ 外5名

被告 野洲市長 山仲 善彰

上申書

令和2年4月8日

大津地方裁判所 民事部合議Bイ係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士

同

同

■■■■■
■■■■■
■■■■■

頭書事件の次回期日（令和2年4月16日 午前11時）について、以下のとおり上申する。

昨日7日、新型コロナウイルス特別措置法における緊急事態宣言が、東京都や大阪府等対象として宣言された。京都府、滋賀県においても連日新たな感染者が明らかとなっており、その中には感染経路が不明な者が含まれている状況にある。東京地裁等では、行政事件は全て延期という運用をしており、同様の運用をすることが望ましい。

以上に状況に鑑み、御庁におかれては、4月16日の期日を延期されるよう上申

する。

更に、令和2年3月4日及び同月5日付上申書記載のとおり、裁判所という開かれた場所で全て公にしなが、審理を進めていくことこそが重要であると考えており、弁論準備手続き等に付されることについては、同意できない。

原告らにおいては、市民の健康及び本件への市民の関心こそが、最も重要であると考え、上記の上申をする次第であり、裁判所及び被告である野洲市においては十分にご配慮いただきたい。

以上